

申請書・報告書の記入について

※毎年、年度内に補助金の交付ができていません。

1 団体でも実績報告の提出が遅れますと、亀岡市へ補助金の請求ができません。
また、年度をまたぐと補助金が下りるまで2ヶ月ほどかかりますので、各団体におかれましては、大会終了後、速やかに実績報告書の提出をお願いします。

- * 補助金交付要領をご熟読ください。
- * 支出の旅費交通費は、派遣計画書並びに派遣報告書によるものです。
- * 修正液等での書き直しは無効です。訂正印または書き直しをお願いします。
- * 申請書・報告書ともに押印は省略とし、請求書には団体長印を必ず押印してください。

- * 食糧費は、すべて補助対象外となりますので、よろしくをお願いします。
- * 補助金の欄については、選手強化補助金と選手派遣補助金の合計額をご記入ください。
- * 選手強化補助金については、旅費交通費を除く補助対象経費合計額の10分の4をご記入ください。
ただし、2,800円/人×参加人数が上限となります。
(補助対象経費7,000円/人×補助率4/10=補助額2,800円/人(上限))
- * 選手派遣補助金については、旅費交通費(大会交通費)とし、選手派遣計画書(会場地への運賃記載済)で算出してください。補助金額は算出額の2分の1をご記入ください。

- * 申請書は、令和5年7月30日(日)までに提出して下さい。
- * 報告書には必ず領収証を添付して下さい。但し書きを必ず明確にして下さい。

- * ユニフォームは毎年購入することはできません。
また、私物で使用するサポーターやシューズ等は補助対象となりません。
- * 領収書の日付は、大会終了後1ヶ月以内のものでお願いします。
- * 開催要項(大会プログラム)、公式発表されている競技結果、写真(競技中、表彰中等)を必ず添付して下さい。
- * 大会終了後1ヶ月以内に報告書を提出して下さい。